

公 表 日

令和 4年11月10日

## 随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	名瀬第2合同庁舎（R4）設計その2業務
業務概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 藤巻 浩之 福岡市博多区博多駅東2-10-7
契約年月日	令和 4年11月10日
契約業者名	(株) 東畑建築事務所
契約業者の住所	福岡県福岡市博多区住吉3-1-1
契約金額	18,645,000円(税込み)
予定価格	18,667,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙の通り
業務場所	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
業種区分	建築関係建設コンサルタント業務
履行期間(自)	令和 4年11月11日
履行期間(至)	令和 6年 8月27日
備考	

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

## 随意契約理由書

1. 業 務 名： 名瀬第2合同庁舎（R4）設計その2業務
2. 履 行 場 所： 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7  
国土交通省 九州地方整備局
3. 随意契約の相手方： 名称 株式会社東畑建築設計事務所九州オフィス  
住所 福岡市博多区住吉 3-1-1  
電話 092-263-0860
4. 随意契約適用法令： 会計法第29条の3第4項  
予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

- 1) 当該業務の目的

名瀬第2合同庁舎（R1）外設計業務(株式会社東畑建築設計事務所九州オフィス、令和元年12月4日～令和4年3月30日)に引き続き、設計業務の一部である工事施工段階で行う設計業務で、設計意図を工事施工者等に正確に伝える業務(以下、「設計意図の伝達」という。)を行うことにより、当該施設の品質確保に資することを主な目的とする。

- 2) 当該業務の内容

本業務は、「設計意図の伝達」を主な内容とする。

- 3) 随意契約に付する理由

本業務は、令和元年度に上記業者と簡易公募型プロポーザル方式により『設計その2業務』（設計意図の伝達）を、別途随意契約により発注する予定がある旨を条件として契約しており、また、国土交通省告示第98号により『工事施工段階での設計業務』は当初設計者が行う業務とされている。

今回は、設計意図の伝達を行うことで、施工者、監督職員及び監理業務受託者に対して設計図書では完全に表現できない情報を補完するものであり、施工者、監督職員及び監理業務受託者との打合せや工事進捗に伴う詳細な条件設定等への対応など、品質確保の観点からも一連の業務である当初設計業務と密接不可分の業務であるため、本業務を実施できる者は上記業者に限定される。

このため、会計法29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社東畑建築設計事務所九州オフィスと随意契約を締結するものである。

営繕部 整備課長